

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年9月10日（令和7年（行情）諮問第1027号）

答申日：令和8年2月16日（令和7年度（行情）答申第910号）

事件名：第301映像写真中隊が管理する映像・写真の文書管理情報が分かる  
文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月12日付け防官文第13813号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、令和7年6月12日付け防官文第13813号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成又は取得しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確

認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年9月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和8年2月9日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していない理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア 陸上自衛隊においては、陸上自衛隊行政文書管理に関する達（令和4年3月30日付け陸上自衛隊達32-24号。最終改正令和7年3月24日付け陸上自衛隊達32-24-4号）（以下「本件達」という。）32条に基づき、行政文書を作成又は取得した場合に、文書管理情報（文書管理者、作成年月日又は取得年月日、保存期間、保存期間満了日、枚数・冊数、配布先等の文書管理に必要な情報）を記載することとしているが、物理的に表示することが困難な材質等の場合はその記載を省略することができる（同条1項3号）。

映像・写真については、これに該当するものとして、文書管理情報の記載を省略しているため、「文書管理情報」が分かる文書についても作成していない。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) そこで検討するに、諮問庁から提供を受けて確認したところ、本件達の内容及び本件に対する適用関係は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであると認められ、本件対象文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情は認められない。

さらに、上記（１）イの探索の範囲等について、範囲等も不十分とはいえ、このほかに、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上によれば、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 本件対象文書

第301映像写真中隊が管理する映像・写真の「文書管理情報」が分かる文書の全て。